

半田市低入札価格調査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、半田市が発注する建設工事（以下「工事」という。）において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項に規定する方法で落札者を決定する場合の低入札価格調査（以下「価格調査」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 価格調査の対象とする工事は、制限付き一般競争入札に付す工事とし、その決定は、半田市指名審査会（以下「審査会」という。）において行うものとする。

(調査基準価格)

第3条 価格調査を行う場合の調査基準価格（以下「基準価格」という。）は、予定価格（税抜き額とする。以下同じ。）算出の基礎となった次に掲げる額の合計とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 基準価格を算定したときは、当該価格を低入札調査基準価格調書（様式第1）に記載するものとする。

(基準価格の公表)

第4条 工事発注課（以下「発注課」という。）及び入札事務担当課（以下「入札担当課」という。）は、基準価格を設定したとき、入札公告等により入札参加者へ周知するものとする。

2 入札担当課は、落札者決定後、基準価格を入札執行調書により速やかに公表するものとする。

(価格調査の実施)

第5条 開札の結果、基準価格を下回る申込価格での入札（以下「低入札」という。）があった場合、入札担当課は、落札候補者を決定するため、低入札を行った者のうち最も金額が低い者

又は総合評価における評価値が最も高い者（以下「調査対象者」という。）に対し、直ちに低入札価格に関する調書（様式第2）の提出を求め、次の事項について発注課とともに事情聴取等の調査を行うものとする。

- （1）その価格により入札した理由及び入札価格の内訳
- （2）手持ち工事の状況
- （3）手持ち資材の状況
- （4）手持ち機械の状況
- （5）資材購入先及び購入先と入札者の関係
- （6）労務者の確保及び下請業者の利用計画
- （7）過去に施工した公共工事及びその工事成績
- （8）経営状況（必要に応じ、取引金融機関、保証会社等へ照会）
- （9）信用状況（建設業法違反の有無、賃金不払いの状況等）
- （10）その他必要な事項

2 前項の調査を行った場合、入札担当課は、落札候補者となる調査対象者について低入札価格調査報告書（様式第3）を作成し、審査会へ意見を求めるものとする。

（落札者の決定）

第6条 審査会における審議の結果、当該契約の履行が確保できると認められた場合は、当該調査対象者を落札者に決定するものとし、当該契約の履行が確保できないと認められた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、次の順位の入札をした者又は総合評価における評価値が次に高い者（以下「次順位者」という。）を落札者に決定するものとする。

2 次順位者が低入札に該当したときは、前2条及び前項の規定を準用する。

（入札参加者への通知）

第7条 入札担当課は、前条の規定により落札者が決定した場合、その旨を「あいち電子調達共同システム(CALS/EC)」により当該入札参加者に通知するものとする。

（工事の施工管理等）

第8条 発注課等は、低入札を行った者が落札者となった場合、次の措置を講ずるものとする。

- （1）施工計画書等が提出されたときは、必要に応じ、落札者に対して事情聴取を行う。
- （2）工事を施工するに当たっては、監督及び検査業務を強化する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、必要に応じ審査会において定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。